

新型コロナウイルス感染症に関連する公的支援 新型コロナウイルス感染症の影響による 税と保険料の減免・徴収猶予

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な方は、申請することで税・保険料の減免や徴収猶予が受けられます。

●減免

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料																						
減免対象者	(1) 世帯の生計を担う方が新型コロナウイルス感染症で死亡か重い傷病を負った世帯		(1) 世帯の生計を担う方が新型コロナウイルス感染症で死亡か重い傷病を負った65歳以上の方																						
	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を担う方の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、次のアからウの全てにあてはまる世帯 ア 世帯の生計を担う方の事業収入等（保険金等で補償された額は除く）が前年の収入額の70%以下に減ったこと。 イ 世帯の生計を担う方の前年の所得が1,000万円以下であること。 ウ 減少する見込みの事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下であること。		(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を担う方の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、次のアとイの両方にあてはまる65歳以上の方 ア 世帯の生計を担う方の事業収入等（保険金等で補償された額は除く）が前年の収入額の70%以下に減ったこと。 イ 減少する見込みの事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下であること。																						
減免額	(1) の場合 全額減免 (2) の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険税（料）に下記の減免割合を適用した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10割減</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8割減</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6割減</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4割減</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>2割減</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割減</td> </tr> </tbody> </table>		前年の合計所得	減免割合	300万円以下	10割減	400万円以下	8割減	550万円以下	6割減	750万円以下	4割減	1,000万円以下	2割減	廃業・失業	10割減	(1) の場合 全額減免 (2) の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険料に下記の減免割合を適用した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10割減</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>8割減</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割減</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	減免割合	200万円以下	10割減	200万円超	8割減	廃業・失業	10割減
前年の合計所得	減免割合																								
300万円以下	10割減																								
400万円以下	8割減																								
550万円以下	6割減																								
750万円以下	4割減																								
1,000万円以下	2割減																								
廃業・失業	10割減																								
前年の合計所得	減免割合																								
200万円以下	10割減																								
200万円超	8割減																								
廃業・失業	10割減																								
申請期限	決まり次第町ホームページ等でお知らせします。																								
必要書類	申請書と収入の減少が分かる書類（売上帳、出納帳、預金通帳等）																								
問合せ	保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917	保険課高齢者・介護係 ☎28・0100																							

●個人住民税の減免

個人住民税は新型コロナウイルス感染症以外の理由でも減免を受けられます。

減免対象者	(1) 納期のある月に雇用保険を受給されている方で前年中の所得が200万円以下 (2) 1月2日以降に亡くなられた方で前年中の所得が「200万円+33万円×扶養人数」以下 (3) 納期のある月に長期療養（6か月以上）中の方で前年中の所得が200万円以下 (4) 1月1日現在、勤労学生の方で、前年中の所得が65万円以下。 ただし、10万円以上の給与以外の所得がある場合は申請対象外となります。
申請期限	各納期限（6月30日（火）、8月31日（月）、11月2日（月）、令和3年2月1日（月））
必要書類	申請書、納税通知書、減免の理由が分かる書類（雇用保険の受給者証や病気の診断書、学生証等）
問合せ	税務課課税係 ☎28・2434